

令和7年度 副食費徴収免除要件

| 〈教育認定〉教育・保育給付1号認定 | | | 〈保育認定〉教育・保育給付2号認定 満3歳児を除く | | | | | |
|-------------------|----------------------|------------------|------------------------------|--------------------------|------------------|------------------|-------------|------------------|
| 保育料階層区分 (無償化前) | 世帯状況 | | 保育料階層区分 | 世帯状況 | | | | |
| | 右記以外 | 第3子以降 | | 右記以外 | ひとり親世帯等 | 第3子以降 | | |
| 第1 | 生活保護世帯等 | 免 除 対 象 | 第1 | 生活保護世帯等 | 免 除 対 象 | 免 除 対 象 | | |
| 第2 | 市民税所得割 非課税世帯 | | 第2 | 市民税非課税世帯 | | | | |
| 第3 | 市民税所得割 77,101円未満 | | 第3 | 市民税 均等割のみ | | | | |
| | | | 第4 | 市民税所得割 48,600円未満 | | | | |
| | | | 第5 | 48,600円以上 57,700円未満 | | | | |
| 第4 | 市民税所得割 211,200円以下 | 対 象 外 | 第6 | 57,700円以上 65,000円未満 | | | 対 象 外 | 免 除 対 象 |
| | | | 第7 | 65,000円以上 77,101円未満 | | | | |
| | | | 第8 | 77,101円以上 97,000円未満 | | | | |
| | | | 第9 | 97,000円以上 111,000円未満 | | | | |
| | | | 第10 | 111,000円以上 125,000円未満 | | | | |
| | | | 第11 | 125,000円以上 149,000円未満 | | | | |
| | | | 第12 | 149,000円以上 169,000円未満 | | | | |
| | | | 第13 | 169,000円以上 195,000円未満 | | | | |
| 第5 | 市民税所得割 211,201円以上 | 対 象 外 | 第14 | 195,000円以上 219,000円未満 | | | | |
| | | | 第15 | 219,000円以上 258,000円未満 | | | | |
| | | | 第16 | 258,000円以上 301,000円未満 | | | | |
| | | | 第17 | 301,000円以上 397,000円未満 | | | | |
| | | | 第18 | 397,000円以上 | | | | |

◎保育料階層区分の市民税額について

- (1) 父母の市民税額を合計
 ※ 父母の合計所得金額（利用者負担額の算定の基礎となる市町村民税額の算定の基礎となる合計所得金額をいう。）が96万円以下（ひとり親の場合は48万円以下）の場合で、父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、当該同居祖父母等の市民税額を合算
- (2) 令和7年4月分～令和7年8月分は令和6年度の市民税額（定額減税反映後の額）
 令和7年9月分～令和8年3月分は令和7年度の市民税額
- (3) 市民税所得割の額は、寄附金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額

◎世帯状況について

- (1) ひとり親世帯等
 ひとり親世帯等とは、次の①又は②に該当する世帯
 ① 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している。
 ② 保護者及び児童を含む同一世帯員が次のアからカのいずれかに該当する。
 ア 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者
 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者
 カ その他市町村の長が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
 ※ アからオの障害者又は障害児は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。
- (2) 第3子以降
 第3子以降の要件は、教育・保育給付認定区分に応じて下表のとおり。

| 教育・保育給付認定区分 | 要件 |
|-------------|---|
| 1号認定（教育認定） | 生計を一にする子どもにおいて、小学校第3学年以下の兄弟を含めて第3子以降の児童 |
| 2号認定（保育認定） | 生計を一にする子どもにおいて、小学校就学前の兄弟を含め第3子以降の児童 |

- ※ 1号認定、2号認定とも小学校就学前の兄弟については、次の①から③のいずれかに該当する児童に限る。
- ① 認定こども園・幼稚園・特別支援学校幼稚部・保育所・地域型保育・特例保育・企業主導型保育のいずれかに在籍している。
 - ② 児童福祉法に規定する児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援を受けている。
 - ③ 児童福祉法に規定する児童心理治療施設に通っている。